



令和2年5月27日

山口県知事 村岡嗣政様

山口県議会議長 柳居俊学様

山口県経営者協会
会長 楠 正 夫

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書

山口県経営者協会並びに会員各企業に対し、平素より格別のご支援ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、世界および日本経済は急速に収縮し、国民生活にも甚大な影響を及ぼしております。

このような状況を踏まえ、県では、国の緊急経済対策に呼応するとともに、県民の実情を考慮された各種対策を講じられており、深く感謝いたします。

こうしたなか、本会では、5月8日～26日に会員に対して、企業における影響や国・県への要望事項に関し、アンケート調査を実施し、このたび緊急要望として取りまとめたところです。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、雇用維持および事業継続に懸命に取り組む企業の実情をお酌み取りいただき、特段のご配慮・ご尽力をいただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の収束に向けた取組

(1) 迅速・確実な情報提供

- 感染発生状況や対策等に関する迅速・的確な情報提供・開示（多面的かつ詳細な数値データによる情報）
- 補助金・融資等の制度PRを含め、国民県民に正しく周知するためのメディア広報に係る予算措置

(2) 蔓延を防ぐための体制整備

- マスク、消毒液、非接触体温計等の防疫関連物品の安定供給
- 感染者発生時の消毒業者の確保、斡旋紹介体制の整備
- 来店者に対する安全設備（仕切り板、空気清浄機等）の整備費用に対する補助金等の支援

(3) 安心して受診できる医療体制の整備

ア 早期発見に資する検査体制の整備

- PCR検査体制の強化
- 抗体検査の実施

イ 医療体制の整備

- 感染症対策（感染者受け入れ設備、医療対応人員）の早期拡充
- 特効薬及びワクチン等の早急の開発、実用化

2 雇用維持及び事業継続に向けた取組

(1) 雇用調整助成金の支給要件の見直し・緩和

- 雇用調整助成金の企業業績指標として、売上、数量だけでなく、営業利益等を対象とすること。
- 対象休業者数の要件緩和
- 陽性反応者や濃厚接触者等、出勤停止者への個別補償

(2) コロナウイルスの影響を受けて失職した者の採用機会の確保

- コロナウイルスの影響を受けて職を無くした求職者情報を一覧に取りまとめ、かつ、求職者との橋渡しの役割を担う制度の確立（「UIターン求職者情報一覧」の配布と同様の方式）

(3) 金融支援及び税の優遇措置

- コロナ禍を起因とした借入等の金融支援（返済の猶予や資本金借入金制度の適用）
- あらゆる税の納税猶予期間の延長等

(4) テナント賃料等に関する支援の充実

- 家主への援助を行い、事業主に対する家賃の支払いを免除する制度の確立

(5) 採用活動の活発化に係る環境づくり

- 来年卒の学生・生徒に係る採用活動について、就活生の不安を低減するべく、3密を避け、感染防止策を講じた上で積極的に活動できるための環境づくり

3 経済活動の早期再開に向けた取組・支援

(1) 経済活動の早期再開に向けた取組

- 早期収束、安定した経済活動の再開に向け、行政の適切かつ強力なリーダーシップの発揮

- 場面が来たときに経済を早く動かす施策のタイムリーな実行
 - 経済の再開のイメージを共有化するため、収束に向けての具体的な方向性の提示
- (2) 県外往来自粛措置の終期の見通し提示及び待機場所の確保
- 業務打ち合わせや現地作業の停滞回避のため、県外往来自粛措置の終期の見通し提示
 - 出勤自粛時（特定地域への出張からの帰着時等）の待機場所としての宿泊施設の確保
- (3) 需要喚起策の実施
- 消費回復のための施策の実施
 - 地方観光業等の浮揚を企図したキャンペーン、イベント等の企画立案及び予算措置
 - 山口県産品の需要拡大に向けた取組推進
 - 公共事業の予算確保及び迅速な発注
 - 一 昨年西日本豪雨災害や、昨年台風災害の復旧・復興はまだまだ道半ばであり、また、今後高い確率で南海・東南海トラフ地震の発生が予想されている。経済対策などで大掛かりな財政出動が必要な状況ではあるが、市民生活に不可欠なライフラインの更新工事、災害の復旧・復興や国土強靱化の予算の確保と迅速な発注
- (4) 法定講習会開催への配慮
- 受講期限を前提とした開催や各県毎の開催など、法定講習会開催への配慮
法定資格を取得するための講習会が当面中止・延期や人数を制限しての開催となっており、受講期限までに受講できない可能性があるため
また、他県でしか開催されない場合、県を跨いで出張・受講しなければならず、開催場所への移動時の感染リスクがあるため
- (5) 規制緩和措置の早期実施
- 金融・非金融を組み合わせた総合的サービスをワンストップで提供可能となるよう以下の規制緩和の早期実施
- 緊急事態宣言による移動の制限により、出勤できない社員が多くなり、人材不足となった取引先企業へ人材派遣を可能とするもの
 - 協業先と自社の共同で開発したテレワークを充実させるシステムを地元企業に低価格で販売を可能とするもの